

平成 21 年 11 月 定例会（第 296 回）  
11 月 30 日

[今井光子議員 日本共産党の意見](#)

↑（クリックで今井光子議員 日本共産党の意見へ移動）

平成二十年度決算 日本共産党の意見

平成21年 11月 定例会（第296回）

平成二十一年

第二百九十六回定例奈良県議会会議録 第一号

十一月

平成二十一年十一月三十日（月曜日）午後一時四分開会

-----  
出席議員（四十三名）

一番	浅川清仁	二番	井岡正徳
三番	小林茂樹	四番	藤井 守
五番	岡 史朗	六番	大国正博
七番	尾崎充典	八番	藤野良次
九番	宮本次郎	一〇番	松尾勇臣
一二番	山本進章	一三番	中野雅史
一四番	田中惟允	一五番	畠 真夕美
一六番	森山賀文	一七番	森川喜之
一八番	高柳忠夫	一九番	中野明美
二〇番	山村幸穂	二一番	岩田国夫
二二番	神田加津代	二三番	安井宏一
二四番	奥山博康	二五番	荻田義雄
二六番	粒谷友示	二七番	丸野智彦
二八番	岩城 明	二九番	藤本昭広
三〇番	田尻 匠	<b>三一番</b>	<b>今井光子</b>
三二番	田中美智子	三三番	国中憲治
三四番	中村 昭	三五番	辻本黎士
三六番	米田忠則	三七番	新谷紘一
三八番	出口武男	三九番	秋本登志嗣
四〇番	小泉米造	四一番	服部恵竜
四二番	山下 力	四三番	梶川虔二
四四番	川口正志		

欠席議員（一名）

一一番 上田 悟

-----  
議事日程

- 一、知事招集挨拶
- 一、開会宣告

- 一、会議録署名議員指名
- 一、会期決定（十五日間）
- 一、諸報告
- 一、就任挨拶（南田監査委員、山口公安委員）
- 一、決算審査特別委員長報告と同採決
- 一、議案一括上程
- 一、知事提案理由説明
- 一、人事委員会の意見報告
- 一、議案（給与条例改正等、変更請負契約）の総務警察委員会、建設委員会付託
- 一、総務警察委員長及び建設委員長報告と同採決

-----

△開会式

◎議事課長（高野馨） ただいまから知事のごあいさつがあります。

◎知事（荒井正吾） （登壇）定例県議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

十一月定例県議会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご参集をいただき、誠にありがとうございます。

今議会で審議いただく案件は、一般会計・特別会計補正予算案をはじめ条例の改正、工事請負契約の締結などの諸議案でございます。

どうぞ慎重にご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。開会のあいさつといたします。

-----

（議長安井宏一、議長席に着く）

○議長（安井宏一） これより平成二十一年十一月第二百九十六回奈良県議会定例会を開会します。

-----

○議長（安井宏一） これより本日の会議を開きます。

-----

○議長（安井宏一） 初めに、会議録署名議員を会議規則第九十三条の規定により指名します。

三十九番 秋本登志嗣議員

四十番 小泉米造議員

四十一番 服部恵竜議員

以上の三人を指名します。

被指名人にご異議がないものと認めます。

-----

○議長（安井宏一） 次に、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から十二月十四日までの十五日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

よって会期は、十五日間と決定しました。

○議長（安井宏一） 次に、地方自治法第二百一十一条の規定により、説明のため議場に出席を求めました文書の写しをお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

△奈議第五十号の三

平成二十一年十一月二十日

奈良県知事 荒井正吾殿

県議会議長 安井宏一

第二百九十六回十一月定例県議会への出席要求について

十一月定例県議会（平成二十一年十一月三十日開会）に説明のため、貴職及び下記の者の出席を要求します。

記

副知事

総務部長

危機管理監（所掌事務に関する質問がある場合）

地域振興部長

文化観光局長兼平城遷都一三〇〇年記念事業推進局長

福祉部長

こども家庭局長

健康安全局長

くらし創造部長兼景観・環境局長

商工労働部長

農林部長

土木部長

まちづくり推進局長

会計局長（開会日及び所掌事務に関する質問がある場合）

財政課長

△奈議第五十号の三

平成二十一年十一月二十日

教育委員長

教育長

人事委員長

代表監査委員殿

公安委員長  
警察本部長  
水道局長

県議会議長 安井宏一

第二百九十六回十一月定例県議会への出席要求について

十一月定例県議会（平成二十一年十一月三十日開会）に説明のため、貴職の出席を要求します。

-----  
○議長（安井宏一） 次に、監査委員から現金出納検査結果の報告があり、その写しをお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

-----  
○議長（安井宏一） 次に、教育委員会から、奈良県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告があり、その写しをお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

-----  
○議長（安井宏一） 次に、去る九月定例県議会において選任同意を与えました南田昭典監査委員のごあいさつがあります。

◎監査委員（南田昭典） 九月議会におきまして先生方のご同意をいただき、監査委員を拝命いたしました南田昭典でございます。

与えられました重要な職務につきましてさらに一生懸命、全力を尽くしてまいりたいと存じますので、どうかよろしくご指導、ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（安井宏一） 次に、同じく任命同意を与えました山口昌紀公安委員のごあいさつがあります。

◎公安委員（山口昌紀） このたび公安委員に任命をいただきました山口でございます。職務に精励いたす所存でございますので、皆様方のご指導とご鞭撻をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。（拍手）

-----  
○議長（安井宏一） 次に、去る九月定例県議会より継続審査に付されておりました議第七十三号、議第七十四号及び議第八十号、並びに報第二十六号を一括議題とします。

まず、決算審査特別委員会に付託しました各議案の審査の経過と結果について、同委員長のご報告を求めます。――三十三番国中憲治議員。

◆三十三番（国中憲治） （登壇）決算審査特別委員会を代表いたしまして、去る九月定例県議会において、当委員会に付託を受け継続審査といたしておりました、議第七十三号「平成二十年度奈良県水道用水供給事業費特別会計決算の認定について」、議第七十四号「平成二十年度奈良県病院事業費特別会計決算の認定について」及び議第八十号「平成二

十年度奈良県歳入歳出決算の認定について」並びに報第二十六号「健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

決算の審査にあたりましては、本会議あるいは各委員会での議員各位の意見及び監査委員の審査意見等を参考に、決算の内容が予算議決の趣旨に沿い計画的かつ効率的に執行され、また、所期の目的が十分達成されたかについて、理事者から細部にわたって説明を受け、慎重に審査を進めてまいりました。

その概要を以下順次申し述べることにいたします。

はじめに、議第七十三号、平成二十年度奈良県水道用水供給事業費特別会計決算について申し述べますと、大滝ダム等を水源とする第三次拡張事業計画に基づき、前年度に引き続き県営水道施設の拡張工事を実施するなど、その目的に従い、事業が概ね適正に執行されていきました。今年度「県営水道中長期総合計画」が策定される予定であります。今後も、各種要因による経費の増加が見込まれるなど、経営環境が厳しくなることが予想されるため、引き続き水需要の中長期的な動向を踏まえつつ、「安全で良質な水」の安定供給を図るとともに、より合理的かつ効率的な執行により、健全な運営に努められるよう望むものであります。

次に、議第七十四号、平成二十年度奈良県病院事業費特別会計決算について申し述べます。

病院事業費特別会計により運営される各県立病院の状況を見ますと、高度医療等のニーズに対応するため、奈良病院において生化学自動分析装置、三室病院において多目的血管撮影装置をそれぞれ最新の機器に更新するなど、施設・設備及び医療機器の整備充実が図られています。さらに、心臓血管疾患及び消化器疾患の患者に最適・最良の医療が提供できるよう三室病院において心臓血管センターが、五條病院において消化器病センターが開設され、医療機能の充実が図られております。

また、各県立病院では、管理運営についてもその目的に従い、概ね適正に執行されており、地域医療の中核病院として、適切な医療活動がなされております。

その一方で、病院経営を取り巻く環境が非常に厳しくなっていることから、前年度から検討されている県立病院改革プランを早期に策定するとともに、地域への医療サービスの提供並びに病院経営に大きな影響を与えることのないよう、引き続き医師・看護師の確保に努められ、早期に一時借入金の解消を図り、安定的な病院経営を回復され、県民に信頼される県立病院として良質な医療の提供と健全な経営を実現されることを強く望むものであります。

また、診療にかかる個人負担分の未収金については、前年度と同様多額になっていることから、平成二十一年度より過年度未収金の一部について、民間事業者へ債権回収を委託されていますが、引き続き適正な債権管理の下、早期回収に努めるとともに、新たな未収金発生防止に努められるよう申し上げます。

次に、議第八十号、平成二十年度奈良県歳入歳出決算について申し述べます。

一般会計の決算収支は、財政環境が一段と厳しくなる中、積極的な財源確保及び経費の節減、事業執行の効率化などに努められたうえ、財政調整基金及び県債管理基金の取り崩しと、退職手当債等の発行により、実質収支は八億七千九十九万円余となりました。

まず、歳入面では、予算現額に対する収入の割合は九十三・三％であり、予算額と決算額との差の主な要因は、公共事業等の繰越があったことなどによるものであります。

収入済額は、前年度に比べ〇・五％の増加となっておりますが、これは、厳しい経済情勢を反映し、法人事業税、株式等譲渡所得割県民税、配当割県民税等の県税収入が減少となったものの、国の経済危機対策によるふるさと雇用再生特別交付金、緊急雇用創出事業臨時特例交付金、子育て支援対策臨時特例交付金等の国庫支出金の大幅な増、臨時財政対策債の増等によるものであります。

なお、収入未済額は前年度に比べ二・三％減少したものの、依然として多額であります。負担の公平性と財源確保の観点から、引き続き適切な徴収対策を講じるとともに、特に本県の主要な税目であります個人県民税については、滞納額が増加していることから、新たに設置された「個人住民税滞納整理室」の機能を十分に生かされ、納税意識の喚起と税収確保に向け一層積極的な取り組みを推進されるよう望むものであります。

次に、歳出面について見ますと、予算現額に対する執行率は九十二・七％であります。歳出不執行の主な要因は、公共事業等の繰越などによるものであります。

支出済額は、前年度に比較して〇・六％増加していますが、これは、公共事業などの普通建設事業費の抑制、職員定数の削減等により人件費等が減少したものの、国の経済危機対策に対応して、補正予算により雇用対策や子育て支援対策などの基金積み立て等を行ったことや、社会保障関係経費及び公債費の増加等によるもので、歳出全般としては、概ね、所期の目的を達したものと認められるところであります。

しかし、諸般の事情により不用額が生じている事業及びやむを得ず繰越されている事業もあり、今後とも予算の計画的な執行と年度内完了に一層努められるよう望むものです。

なお、昨年、全庁調査が行われ、物品購入、旅費、賃金の支払い等において、不適正な経理処理が判明し、このような処理が行われていたことは誠に遺憾であります。また、国庫補助事業と県単独事業の区分誤りが一部で認められました。特に、不適正な経理処理については、職員の意識改革を始めとする様々な再発防止策に取り組まれています。再発防止のため、今後すべての部局において、内部統制の重要性を十分認識し、適正な予算執行に向けた不断の取り組みを徹底されるよう望むものであります。

次に、公立大学法人奈良県立医科大学関係経費ほか十二特別会計の実質収支の合計額は、財源の確保、経費の節減合理化に努められた結果、六十六億一千四百三万円余となっております。各特別会計の設置目的に従い、概ね適正に執行されておりました。

今後とも、財政環境はさらに厳しくなると見込まれることから、各会計の予算の執行にあたっては、経済性、効率性に配慮しながら、事業目的を確実に達せられることを望むものであります。

以上が、議第七十三号、議第七十四号及び議第八十号に対する総括的な意見の大要であります。自由民主党、民主党、自由民主党改革、公明党の各委員からは、付託を受けた各議案は、予算の趣旨目的に従い、概ね適正な執行がなされているので認定に賛成であるとの意見がありました。

また、日本共産党委員からは、議第八十号については、認定できないとの意見がありました。

よって、議第八十号については、起立採決の結果、賛成多数をもちまして、原案どおり認定することに決しました。

なお、議第七十三号及び議第七十四号については、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり認定することに決しました。

また、報第二十六号については、理事者から詳細な報告を受けたところであります。

さらに、委員各位からその他の行政各般にわたる数多くの要望・意見の開陳がございましたが、理事者の答弁により概ね了承された事項については、本報告で申し上げることを省略することとし、なお、次に列挙する事項については、これの実現方を強く要望するものであります。

一 平成二十年度決算における多額の不用額の発生について、その要因を分析するとともに、PDCAサイクルの取り組みを強めることにより、県行政のさらなる質の向上に努められたいこと。

一 公共事業の評価に関しては、総合的に判断する必要があることから、関係部局間の調整を行うなどより効果的なものとされたいこと。

一 平城遷都一三〇〇年祭の開催にあたっては、公共交通機関の利用促進や安全性を最優先した歩行者対策に努めるとともに、住民参加による出迎えの雰囲気づくりに取り組まれたいこと。

一 国民健康保険における短期被保険者証については、インフルエンザの拡大や重症化を防ぐためにも、市町村で保管するのではなく、可能な限り被保険者の手元に渡すよう努められたいこと。

一 県立医科大学教育部門の高山第二工区移転構想については、地元をはじめ中南和地域における経済活動や医療に及ぼす影響も大きいことから、地元等の意見も踏まえ、慎重に検討されたいこと。

一 企業立地促進補助金については、関係部局間で連携を密にし、企業が利用しやすい制度となるよう努められたいこと。

一 食肉流通センターについては、「食肉流通センター経営改革等検討委員会」の提言を踏まえ、経営改革に着実に取り組まれたいこと。

一 都市計画道路については、計画決定から多くの時間を経過しているものもあるため、状況の変化などを踏まえ、必要なものについて、計画見直しを検討されたいこと。

- 一 学校における新型インフルエンザ対策については、流行の拡大に伴い、重症事例が増加する恐れもあることから、迅速かつ適切な対策に努められたいこと。
- 一 体力向上の取組については、体力と精神力の向上が不可分の関係にあることを踏まえ、児童生徒が運動する機会を増やすよう、取り組まれたいこと。
- 一 県が発注する公共事業や業務委託、指定管理者制度について、労働者の賃金水準等の労働条件を確保するため、県として実態を把握するとともに、公契約条例の制定について検討されたいこと。
- 一 水道用水供給事業については、今後の需要及び市町村の動向を踏まえた建設・設備投資に努められたいこと。

以上が、決算審査特別委員会の報告であります。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安井宏一） 委員長報告に対する質疑を省略し、これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、三十一番今井光子議員に発言を許します。――三十一番今井光子議員。

◆三十一番（今井光子） （登壇）平成二十年度決算につきまして、日本共産党の意見を述べさせていただきます。

全体に資料が工夫され、中身がわかりやすく示されていることは評価できます。

議第七十三号平成二十年度奈良県水道用水供給事業、議第七十四号平成二十年度奈良県病院決算特別会計については賛成、議第八十号平成二十年度奈良県歳入歳出決算について反対いたします。以下、その理由を述べます。

病院決算は、厳しい人的体制のもとで医業収入、収益を伸ばすなど健闘されていると思います。引き続き、県民が安心してかけられるような人的体制の充実を要望しておきます。

水道につきましては、健全な運営努力が行われていると判断いたしました。

よって、議第七十三号、議第七十四号決算に賛成いたします。

平成二十年度歳入歳出決算につきましては、九億円の単年度黒字ですが、人件費三十四億円の削減、県民の暮らしに係る予算では百四十九億円の不用額が生じており、一つ一つの施策が、実施基準を含め、実情に見合っているのか、その施行をするのに人手が足りているのかを十分吟味する必要があります。

歳入は、国庫補助金が九十六億七千万円の増加となっていますが、麻生内閣の緊急経済対策によるもので、二月という時期に補正予算で増額され、九十七億円が基金に積まれるなど、有効に利用されていません。一方、平城遷都一三〇〇年に向けた事業や大型公共事業で掲載残高は三十二億円も増え、トータルでは九千八百六十億円にも達しています。一日二億円の借金返済が生じています。これ以上、無駄な事業による借金は増やすべきではないと考えます。

また、県民が反対していた県営プールの撤去を強行いたしました。いまだに見通しのないホテル誘致はやめるべきです。さらに、世界遺産平城京の地下をトンネルを掘ってつ

くる予定の京奈和自動車道路大和北ルート、県立医科大学の移転を視野に入れた関西学研都市高山第二工区の開発は中止すべきです。

よって、議第八十号に反対いたします。

○議長（安井宏一） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、議第八十号について、起立により採決します。

本案については、決算審査特別委員長報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、本案については、決算審査特別委員長報告どおりに決しました。

お諮りします。

議第七十三号、議第七十四号及び報第二十六号については、決算審査特別委員長報告どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

よって、以上の議案三件については、決算審査特別委員長報告どおりに決しました。

-----  
○議長（安井宏一） 次に、本日、知事から議案十六件が提出されました。

議案送付文の写し並びに議案をお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

-----  
△財第百三十七号

平成二十一年十一月三十日

奈良県議会議長 安井宏一殿

奈良県知事 荒井正吾

議案の提出について

議第八五号 平成二十一年度奈良県一般会計補正予算（第三号）

議第八六号 平成二十一年度公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計補正予算（第一号）

議第八七号 平成二十一年度奈良県中央卸売市場事業費特別会計補正予算（第三号）

議第八八号 奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例等の一部を改正する条例

議第八九号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議第九〇号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

- 議第九一号 奈良県緊急医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例  
議第九二号 奈良県医師確保修学研修資金貸与条例の一部を改正する条例  
議第九三号 道路整備事業にかかる請負契約の変更について  
議第九四号 道路整備事業にかかる請負契約の変更について  
議第九五号 流域下水道事業にかかる請負契約の締結について  
議第九六号 県立高等学校及び特別支援学校の教育用機器の取得について  
議第九七号 天理県営住宅、橿原県営住宅、坊城県営住宅及び纏向県営住宅並びにそれらの共同施設の指定管理者の指定について  
議第九八号 有料道路「南阪奈道路」の事業変更の協議に応じることについて  
議第九九号 当せん金付証券の発売について  
報第二七号 地方自治法第七十九条第一項の規定による専決処分の報告について  
畜産振興資金未収金請求事件について  
畜産振興資金未収金請求事件について  
損害賠償額の決定について

以上のとおり提出します。

-----  
○議長（安井宏一） 次に、議第八十五号から議第九十九号及び報第二十七号を一括議題とします。

知事に提案理由の説明を求めます。

◎知事（荒井正吾）（登壇）ただいま提出しました議案について、その概要をご説明いたします。

まず、議第八十五号から議第八十七号までの三議案は、平成二十一年度一般会計及び特別会計の補正予算案です。

今回の補正予算案においては、県民の安全・安心の確保や災害復旧、その他緊急に措置を必要とする経費について増額するとともに、給与等の改定に伴う減額を行い、あわせて県税収入等の減額を行うこととしました。

その結果、一般会計では八億五千一百万円余の減額、特別会計では二億三千三百万円の増額をそれぞれ計上いたしました。

以下、その主なものについて説明いたします。

まず、県民の安全と安心の確保として、低所得者に対する新型インフルエンザワクチン接種の無料化を図るとともに、医療機関の院内感染防止対策を実施します。また、県内の医師確保のため、県立医科大学入学定員を増員することとし、修学資金貸付金の増額や実習設備等の整備を行います。さらに、災害時等の緊急情報を速やかに伝達する「瞬時警報システム」を全市町村で整備いたします。

次に、十月の台風十八号による被害に対処するため、農地及び農業用施設等の災害復旧工事のほか、災害関連として治山及び地すべり対策事業を計上いたしました。

このほか、緊急雇用創設事業による約六十人の雇用創出、県産木材を活用した小学校校舎等の内装木質化、うだ・アニマルパーク及び中央卸売市場の機能向上のための施設整備などを行うこととしました。

また、地方財政法の規定に基づき、決算剰余金の一部を財政調整基金に積み立てます。

次に、減額補正につきましては、一般職の職員の給与改定並びに県議会議員、知事等の特別職の報酬額等の改定に伴うものです。一般職の職員の給与につきましては、去る十月、人事委員会から給料表及び期末勤勉手当の支給月数の改定等、国家公務員の給与の改定に準じて改定する等の勧告を受けたところであり、これを尊重し、その趣旨にのっとり給与改定等を実施することといたしました。また、県議会議員、知事等の特別職の報酬等につきましても、その額の改定について特別職報酬等審議会に諮問いたしましたところ、慎重にご審議いただき、先般その答申を得ましたので、期末手当の支給月数の改定とあわせ、これを実施することといたしました。

一方、歳入面にあつては、景気動向を反映して、県税収入等について当初予算額を確保することが困難と見込まれることから、法人二税及び個人県民税などの県税と地方法人特別譲与税とを合わせて六十九億円減額することとし、これにより生じる財源不足については、地方交付税及び給与等の減額による財源に加え、特例的な県債を発行し対処することとしました。なお、県税の減額に伴い、市町村に対する交付金を二億四千万円減額いたします。

次に、繰越明許費につきましては、震度情報ネットワークシステム更新事業、治山事業、高等学校施設整備事業、特別支援学校施設整備事業等を翌年度に繰り越すため、措置するものです。

債務負担行為については、緊急雇用創出事業の実施や、県営住宅の管理を指定管理者に行わせることにかかる新たな設定、老人福祉施設整備事業の期間及び限度額の変更であります。

次に、議第八十八号から議第九十二号の五議案は、条例の改正についての議案です。

議第八十八号及び議第八十九号は、先に述べました県議会議員、知事等の特別職の報酬額等の改定並びに一般職の職員の給与改定に伴う条例の一部改正であります。

議第九十号は、地方公務員災害補償法の改正に準じた「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」の改正であり、議第九十一号及び議第九十二号は、修学資金及び修学研修資金の返還債務を免除する指定従事医療機関に、救命救急センターを追加するため、「奈良県緊急医師確保修学資金貸与条例」等を改正するものです。

議第九十三号から議第九十五号の三議案は、道路整備事業及び流域下水道事業にかかる請負契約の締結または変更についての議案です。

議第九十六号は、県立高等学校及び特別支援学校の教育用機器の取得についての議案です。

議第九十七号は、県営住宅四団地について、来年四月から管理を行わせる指定管理者の決定、議第九十八号は、南阪奈道路の料金割引にかかる西日本高速道路株式会社からの協議に応じることについて、また、議第九十九号は、平成二十二年度における当せん金付証券の発売総額を定める議案です。

報第二十七号は、畜産振興資金の未収金請求事件にかかる訴えの提起及び県立五條病院における医療事故にかかる損害賠償額の決定について、それぞれ議会閉会中に行った専決処分の報告です。

以上が今回提出した議案の概要です。

どうぞ慎重にご審議のうえ、よろしくご議決またはご承認いただきますよう、お願いいたします。

-----  
○議長（安井宏一） この際、ご報告します。

議第八十九号及び議第九十号については、地方公務員法第五条第二項の規定により、人事委員会の意見を求めましたところ、回答が参りました。

その写しをお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

-----  
△奈人委第百十二号

平成二十一年十一月三十日

奈良県議会議長 安井宏一様

奈良県人事委員会委員長 岩本 平

職員に関する条例の制定に伴う意見について（回答）

平成二十一年十一月三十日付け奈議第百四十八号で意見を求められたこのことについては、下記のとおりです。

記

議第八十九号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議第九〇号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

上記議案に係る条例案は、適当と認めます。

-----  
○議長（安井宏一） この際、お諮りします。

ただいま上程中の議案のうち議第八十八号、議第八十九号及び議第九十三号については、先議したいので、質疑を省略し、直ちに議第八十八号及び議第八十九号については総務警察委員会に、議第九十三号については建設委員会に付託したいと思います、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

委員会開催のため、しばらく休憩します。

△午後一時三十八分休憩

-----  
△午後二時三十三分再開

○議長（安井宏一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議第八十八号、議第八十九号及び議第九十三号を一括議題とします。

まず、所管の常任委員会に付託しました各議案の審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務警察委員長の報告を求めます。――二番井岡正徳議員。

◆二番（井岡正徳）（登壇）総務警察委員会のご報告を申し上げます。

先ほどの本会議におきまして総務警察委員会に付託を受けました議案の審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、本会議休憩中に委員会を開催し、付託されました議案二件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、議第八十八号につきましては、全会一致をもちまして、また、議第八十九号につきましては、日本共産党委員から、賃金引き下げは、民間給与の引き下げ圧力となり景気を一段と悪化させるものであり、原案について反対であるとの意見の開陳がありましたので、起立採決の結果、賛成多数をもちまして、いずれも原案どおり可決することに決しました。

以上が、付託を受けました議案の審査の経過と結果であります。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安井宏一） 次に、建設委員長の報告を求めます。――三十三番国中憲治議員。

◆三十三番（国中憲治）（登壇）建設委員会のご報告を申し上げます。

先ほどの本会議におきまして、建設委員会に付託を受けました議案の審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、本会議休憩中に委員会を開催し、付託されました議案一件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、議第九十三号につきましては、全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

以上が、付託を受けました議案の審査の経過と結果であります。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安井宏一） 委員長報告に対する質疑、討論を省略し、これより採決に入ります。

まず、議第八十九号について、起立により採決します。

本案については、総務警察委員長報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、本案については、総務警察委員長報告どおりに決しました。

お諮りします。

議第八十八号及び議第九十三号については、各常任委員長報告どおり、それぞれ決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

よって、それぞれ各常任委員長報告どおり決しました。

-----  
○議長（安井宏一） 二番井岡正徳議員。

◆二番（井岡正徳） 議案調査のため、明十二月一日から三日まで本会議を開かず、十二月四日、会議を再開することとして、本日はこれをもって散会されんことの動議を提出します。

○議長（安井宏一） お諮りします。

二番井岡正徳議員のただいまの動議のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

それでは、さように決し、次回十二月四日の日程は当局に対する代表質問とすることとし、本日はこれをもって散会します。

△午後二時三十八分散会